

令和元年度 長野県ふっこう割事業運営支援業務受託者選定要領

1 目的

この要領は、令和元年度 長野県ふっこう割事業業務受託者募集要領に基づいて応募があった提案を審査し、令和元年度 長野県ふっこう割事業を業務委託する候補者（以下「委託候補者」という。）を選定するために必要な事項について定める。

2 令和元年度 長野県ふっこう割事業業務委託先審査委員会の設置

上記1の委託候補者を選定するために、令和元年度 長野県ふっこう割事業運営支援業務委託先審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

3 審査委員会の構成

- (1) 審査委員会の委員長は観光誘客課長とする。
- (2) 審査委員会は委員長が招集し、委員長が議長になる。
- (3) 審査委員会は過半数の者が出席しなければならない。
- (4) この要領に定めるもののほか、審査委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

4 審査

(1) 書類審査

6者以上の提出があった場合、書類による1次審査を行う。

10点満点で、5の審査基準の項目を総合して委員による審査を実施し、上位5者を選定する。ただし、10点に上記委員の人数を乗じた点数の6割を最低基準とし、評価点の合計が最低基準に満たない場合は選定しない。

(2) プレゼンテーション審査

提出された企画提案書等について、委員が提案者によるプレゼンテーションを審査し、委託候補者を決定する。

5 プレゼンテーション審査基準

| | | |
|----------------|--|------|
| 企画提案力 (40点) | 実施計画は、本業務の目的を十分に達成できる内容となっているか。 | 20点 |
| | 広報の内容が具体的かつ明確になっており、高い訴求力が期待できるか。 | 20点 |
| 運営力 (50点) | 早期に事業実施体制が整い、事業の円滑な遂行が可能か。 | 20点 |
| | 全体のスケジュールが具体的かつ明確になっており、業務の確実な実施が可能であるか。 | 10点 |
| | 支援金交付にあたっての不正防止措置が十分に検討されているか。 | 10点 |
| | 同種業務に係る十分な実績・ノウハウがあるか。 | 10点 |
| 経済性 (10点) | 事業内容等に対して必要な経費が適切に見積もられているか。 | 10点 |
| 合計 | | 100点 |

6 採点

別添審査票により5段階で行い、「普通」を基準として、普通より優れているものは、「優秀」、さほど評価できないものは「やや劣る」、また、特別に優れていると判断できるものは「特に優秀」、また、特別に評価できないものは「劣る」とする。(100点満点)配点は次表のとおりとする。

| 項 目 | | 特に 優秀 | 優 秀 | 普 通 | やや 劣る | 劣る |
|----------|-------------|----------|-----|-----|----------|----|
| 1 提案内容 | 着眼点、分析力 | 20 | 16 | 12 | 8 | 4 |
| | 広報・情報発信の有効性 | 20 | 16 | 12 | 8 | 4 |
| 2 業務履行 | 早期実施 | 20 | 16 | 12 | 8 | 4 |
| | スケジュールの具体性 | 10 | 8 | 6 | 4 | 2 |
| | 不正防止措置 | 10 | 8 | 6 | 4 | 2 |
| | 類似の実績、実施体制 | 10 | 8 | 6 | 4 | 2 |
| 3 費用の妥当性 | | 10 | 8 | 6 | 4 | 2 |

7 審査結果の集計

審査委員は、提案者1者当たり100点満点で審査し、得点の高い順に順位づけを行う。同点である場合は、審査員の判断により順位づけを行う。ただし、審査表の全配点に上記委員の人数を乗じた点数の6割を最低基準とし、評価点の合計が最低基準に満たない場合は選定しない。

8 審査の方法

- (1) 審査委員が行った順位づけに対し、1位は5点、2位は4点、3位は3点、4位は2点、5位は1点を順位点として付与し、その順位点を合計して順位を決定する。
- (2) 順位点による選定結果を委員全員で協議の上、協議結果を踏まえて業務委託予定先1者を選定する。
- (3) 参加者が1者で、委員の合計点数の平均が60点（普通）に満たない場合、不採択とする。

◇順位点

| 順 位 | 順位点 |
|-----|-----|
| 1 位 | 5 点 |
| 2 位 | 4 点 |
| 3 位 | 3 点 |
| 4 位 | 2 点 |
| 5 位 | 1 点 |